

## 突風被害に対する支援について

令和元年9月10日夕方に発生した、突風被害に対するごみ処理の対応についてお知らせいたします。

クリーン推進課 みかもクリーンセンター TEL 22-2654  
危機管理課 TEL 20-3056

### 手続きについて

- ・ 今回の突風被害で発生した廃棄物に対して、ごみ処理手数料を減免します。  
(被害状況確認書、身分を証明するものが必要です)  
※被害状況確認書は市役所6階危機管理課及び赤見支所にて発行いたします。
- ・ 被災者または家族の方が、みかもクリーンセンターの事務所で減免申請手続きをしてください。(その際に①どんな物②何日までかかるかをお聞きします。)
- ・ 申請受付後、減免用の搬入届出証を交付します。搬入の際には必ず持参してください。

### 受入できるもの・搬入先

受入できるもの	搬入先
瓦、スレート、トタン、カーポート、 組立式物置、ガラス	みかもクリーンセンター

### 受入れできないもの

- ・ 突風による被害ではない物 (家具や電化製品など)

### 注意事項

- ・ 運搬は、被災者または家族の方が行ってください。
- ・ 分別を行ってください。①瓦 ②トタン (金属) ③その他
- ・ 袋に入る物は袋に入れてください。

※運搬車は、4トン車ショートまで(通常は、手おろしとなります。ダンプは、単一品目をおろす場合のみ使用可能です。) ※受入条件に合わない場合は受入出来ません。